

令和 8 年 8 月 11 日
練馬区高齢施策担当部
高 齢 者 支 援 課

地域包括支援センター運営業務委託事業者募集要領

北町地域包括支援センター、高野台地域包括支援センター、大泉北地域包括支援センター、南大泉地域包括支援センターおよび上石神井地域包括支援センターの運営業務委託の応募申請については、以下をお読みいただき、指定された書類を提出してください。

1 目的

本要領は、「令和 9 年度地域包括支援センター運営業務委託」についての適切な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 件名 令和 9 年度 地域包括支援センター運営業務委託

(2) 事業目的等

1) 事業目的

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核的な機関として、介護や福祉等の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防支援等を行い、もって高齢者とその家族の生活を支えることを目的とする。

2) 事業

練馬区地域包括支援センター事業実施要綱（平成 18 年 3 月 30 日 練福事第 11438 号）に基づく事業。

3) 利用対象者

ア 練馬区に住所を有するおおむね 65 歳以上の要介護状態等の高齢者

イ 要介護状態等となるおそれのある高齢者

ウ 上記ア・イの高齢者の家族等

(3) 地域包括支援センターの名称、所在地、担当地域および担当地域の高齢者人口

名称	所在地（8年4月時点）	担当地域（8年度）	高齢者人口	常設型街かどケアカフェ
北町 地域包括支援センター	練馬区北町二丁目 26 番 1 号	錦、北町 1 ～ 5 ・ 8 、 平和台	8,085 人	なし
高野台 地域包括支援センター	練馬区高野台一丁目 7 番 29 号	富士見台、高野台 1 、 南田中 1 ～ 3	6,122 人	あり
大泉北 地域包括支援センター	練馬区大泉学園町四丁目 21 番 1 号	大泉学園町 4 ～ 9	6,377 人	なし
南大泉 地域包括支援センター	練馬区南大泉五丁目 26 番 19 号	西大泉、西大泉町、 南大泉 5 ・ 6	6,627 人	あり
上石神井 地域包括支援センター	練馬区上石神井一丁目 6 番 16 号	上石神井、関町東 1、関 町南 1、上石神井南町、 石神井台 4	7,265 人	開設予定

※高齢者人口は、令和 8 年 4 月時点を記載している。今後担当地域の変更や、それに伴い高齢者人口が変動する可能性がある。

※上石神井地域包括支援センターは令和 8 年 7 月から事務室改修工事および上石神井敬老館から街かどケアカフェへの機能転換工事を行っている。

(4) 委託期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 1 年間

※ただし、履行状況が良好である場合には、最高 5 年（更新 4 回）の随意契約を行うことができる。

(5) 委託内容 仕様書（別紙 1）による

(6) 令和 9 年度概算経費（上限）

北町地域包括支援センター	57,924,000 円
高野台地域包括支援センター	69,545,250 円
大泉北地域包括支援センター	52,380,750 円
南大泉地域包括支援センター	64,380,250 円
上石神井地域包括支援センター	66,552,750 円

※令和 8 年度契約額等を参考に作成。

※概算経費を超えた見積金額の提案は無効とします。

※概算人件費は令和 8 年度基準で積算してください。

（契約締結時には情勢を鑑み、人件費上昇分を上乗せする場合があります。）

3 準備委託

選定された事業者が、現在の受託事業者と異なる場合は、委託事業の引継ぎを行うことを目的とした準備委託契約を別途締結する。契約期間は、令和 9 年 3 月の 1 か月程度とする。なお、準備委託に係る経費は、区と受託事業者で協議の上、区の予算の範囲内において定め

る。

なお上石神井地域包括支援センターについては選定された事業者が現在と同じ場合であっても、街かどケアカフェを新規開設するための準備委託契約を別途締結する。契約期間は、令和9年3月の2週間程度とする。なお、準備委託に係る経費は、区と受託事業者で協議の上、区の予算の範囲内において定める。

4 参加資格および欠格条項

4-1 参加資格

高齢者の福祉について理解があり、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる社会福祉法人等で、これまでに、地域包括支援センター、在宅介護支援センターまたは介護・福祉・医療の相談業務の実績があること。

4-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」昭和61年4月1日練総経発第394号)による指名停止期間中である者
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成22年8月2日22練総経第335号)による入札参加除外措置期間中である者
- (4) 法人税、法人事業税、消費税および地方消費税等を滞納している者
- (5) 経営不振の状態(会社更生法〈平成14年法律第154号〉第17条第1項に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法〈平成11年法律第225号〉第21条第1項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき、ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者

5 選定方法

5-1 日程(予定)

区報、ホームページによる告知	令和8年 8月11日(火)
応募事前申込書の提出期限	令和8年 8月25日(火)
質問受付期間	令和8年 8月25日(火)～28日(金)
質問回答日(予定)	令和8年 9月4日(金)
経営診断に必要な書類の提出期限	令和8年 9月11日(金)
それ以外の全ての書類の提出期限	令和8年 9月18日(金)
プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年10月13日(火)
審査結果通知	令和8年12月初旬(予定)

5-2 審査方法

応募事業者について、地域包括支援センター運営委託事業者選定評価項目および評価基準【別紙2】に基づき選定委員会による審査（提出書類、プレゼンテーションおよびヒアリング）を実施する。

なお、1事業者から複数の地域包括支援センターに応募があった場合は、応募事業者ごとにプレゼンテーション、ヒアリングを複数の地域包括支援センター分同時に行い、評価・選定は各地域包括支援センターごとに行う。

5-3 質問事項の受付および回答

募集に関する質問は、質問票（別紙3）に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

- (1) 質問期限 令和8年8月25日（火）～28日（金）午後5時まで
※期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (2) 質問方法 電子メールのみ
- (3) 担当部署 練馬区 高齢施策担当部 高齢者支援課 管理係
メール：KOUREISYASIEN01@city.nerima.tokyo.jp
- (4) 回答方法 令和8年9月4日（金）までに、応募事前申込書を提出した全ての事業者質問者名を伏せた上で電子メールにて回答する。

5-4 応募事前申込書

応募を予定している団体は、以下のとおり書類をメールでご提出ください。提出の翌営業日までに、受領の連絡をします。

- (1) 提出書類
応募事前申込書（様式1-1）
- (2) 受付期間
令和8年8月11日（火）～25日（火）午後5時まで
- (3) 提出先
練馬区高齢施策担当部 高齢者支援課 管理係
メール：KOUREISYASIEN01@city.nerima.tokyo.jp

5-5 応募方法および提案書等の提出

プロポーザル参加を希望する者は、以下の内容で必要書類を提出すること。

なお、複数の地域包括支援センターへの応募申請を可とする。

複数の地域包括支援センターに応募する場合は、地域包括支援センターごとに No18-21（様式3-6、3-7、3-8および予算計画書）を提出すること。

- (1) 受付期間および受付時間
経営診断に必要な書類 令和8年8月25日（火）～9月11日（金）
それ以外の全ての書類 令和8年9月4日（金）～18日（金）
いずれも午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く）

※事業者選定にあたっては、経営診断を行います。

(2) 提出方法 提出場所に持参すること（郵送は不可とする）

応募する事業者は、「応募事前申込書」を提出したうえで、令和8年9月9日（水）までに9「問合せ先」へご連絡ください。そこで指定された受付日・時間に応募書類を持参して下さい。

(3) 提出場所 東京都練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所西庁舎3階
練馬区 高齢施策担当部 高齢者支援課 管理係

(4) 提出書類（原則A4サイズ）

「提出書類一覧表」（別紙4）のとおり

- 1) 応募申請書（様式1-2）
- 2) 公募申請に係る誓約書（様式2）
- 3) 法人の概要に関する書類（応募書類Ⅰ：経営診断書類等）

※提出できない書類がある場合は、その理由を記載した文書を提出すること。

ア 法人登記事項証明書（書類提出日の3か月以内に発行されたもの、写しで可）

イ 定款（最新のもの）

ウ 会計に関する経理規定（最新のもの）

エ 資金収支計算書（過去3年分）

オ 決算報告書（過去3年分）

※貸借対照表、営業報告書または事業概況書（税務署に提出したものの写し。作成していない場合は事業報告書）

カ 法人の経歴書・事業経歴・概要・従業員数の分かる書類（過去3年分）

キ 役員の構成名簿（社会福祉法人の場合は評議員も含む。）

ク 法人代表者の履歴または経歴がわかるもの

4) 運営に関する書類（応募書類Ⅱ）

(5) 注意事項等

提出書類の注意事項については、「提出書類一覧表《注意事項》」（別紙4）のとおり。

提出書類に不備または不必要な書類を提出した場合は、失格または減点の対象となる場合がある。

(6) 追加資料の提出

区が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

5-6 プレゼンテーション、ヒアリング

令和8年10月13日（火）を予定。応募事業者へ個別に通知する。

5-7 審査結果の通知

選定結果については、応募した全ての事業者に文書により通知する。

6 受託候補者との協議

- (1) 受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。
- (2) 災害、感染症等、その他事業継続が困難など不測な事態が生じた場合は、事業の変更等について区と協議する。
- (3) 受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のことを新たに受託候補者として選定することができる。

7 情報公開

本件業者選定情報（提出書類含む）は、練馬区情報公開条例（平成 13 年 10 月練馬区条例第 61 号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開については、「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙 5）に基づき取り扱うものとする。

8 その他事項

- (1) 本プロポーザルは、プロポーザル方式による事業者選定実施方針に基づいて実施する。
- (2) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした参加者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (3) 参加申込、提案書等の作成、提出等に係る費用は応募事業者の負担とする。
- (4) 提出された提案書等の書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に破棄処分とする。
- (5) 提出された提案書等の書類に以下のいずれかに該当する場合は、無効の扱いとする。
 - ア 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - イ 虚偽の記載をしたもの
- (6) 選定事業者が契約締結前に、練馬区から指名停止処分を受けるなどにより欠格事項に該当した場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のことを新たに選定事業者とすることができる。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は応募事業者が負うものとする。
- (8) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。
- (9) 本件は、当該事業を含む、令和 9 年度予算案が可決しない場合には、区は契約を締結しない、または解除することができる。なおこれに伴う応募事業者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。

9 問合せ先・担当

練馬区 高齢施策担当部 高齢者支援課 管理係 安部・笹井

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所西庁舎 3 階

電話 03 (5984) 4582

FAX 03 (5984) 1214

E-mail KOUREISYASIEN01@city.nerima.tokyo.jp